関東学生オリエンテーリング連盟の会計に係る規約

第一条　　目的

この規約は、毎年の関東学生オリエンテーリング連盟(以下、本連盟)の歳出歳入に関し、その大枠を定めたものである。これによって本連盟の毎年の会計の在り方を概ね規定するものとする。

第二条　　歳出１

主な歳出は、以下の３つである。これに加えて、第三条に追加的な歳出を規定する。

１　日本学生オリエンテーリング選手権大会ロングディスタンスの部関東地区セレクションの開催に係る費用。これは実行委員会に１０万円を支払うものとする。また、セレクション開催後に実行委員会に赤字が生じた場合は、赤字を本連盟が補てんする。実行委員会はこの本連盟からの資金を用いてセレクションの運営・開催を行い、本連盟加盟員の参加費削減に努めなければならない。

２　日本学生オリエンテーリング選手権大会ミドルディスタンスの部関東地区セレクションの開催に係る費用。これは実行委員会に１０万円を支払うものとする。また、セレクション開催後に実行委員会に赤字が生じた場合は、赤字を本連盟が補てんする。実行委員会はこの本連盟からの資金を用いてセレクションの運営・開催を行い、本連盟加盟員の参加費削減に努めなければならない。

３　関東学連新人戦にかかる費用。割安で新人をはじめとした加盟員が参加できるよう、新人戦としての収支がおよそ１０万円の赤字になるものとする。新人戦会計は新人戦開催後、学連会計に吸収する。

第三条　　歳出２

第二条に定められる歳出に加え、以下の歳出が想定される。

１　事務局家賃。日本学生オリエンテーリング連盟と同じ事務局を使用する年度は、最低でも家賃の１カ月分を日本学連に納めなければならない。ただし、日本学連と同じ事務局を利用しない年度についてはこの限りではない。

２　日本学連幹事会・日本学連総会に出席する本連盟代表幹事の宿泊費を、関東学連会計から支出するものとする。

３　幹事会・総会の幹事交通費を、関東学連会計から支出するものとする。支出にあたって、幹事会や総会に出席する関東学連幹事は、開催日の１週間前までに会計担当に必要経費を申請しなければならない。ただし十の位以下は切り捨てとする。また、所定の期日までに申請が無い場合は、会計は必要経費を支払う必要はない。

４　その他雑費。新歓活動にかかる費用や各種手数料など。本連盟の活動に必要な諸経費を関東学連会計から支出するものとする。

第四条　　加盟登録による歳入

１　加盟登録料について、加盟費は各加盟員に対して一律な金額を設定しなければならない。ただし、加盟登録年度による差別化は認める。

２　期日を過ぎた加盟登録に関しては、追加料金を請求することができる。

第五条　　その他の歳入

１　日本学連からの賛助会員費の還元分は、新歓ペア O 大会の運営費に補てんするものとする。

２　その他本連盟が任意に募金等行うことは妨げない。ただし、その使途を必ず総会で報告しなければならない。

第六条　　予算

１　幹事会は、各年度の関東学連会計予算案を、毎年度第一回総会に幹事会案として提出

しなければならない。

２　第４条に定める加盟登録費および追加登録料金についても、幹事会は、毎年度第一回総会に幹事会案として提出しなければならない。

３　セレクションや新人戦などの大型行事で大きく当初予算との齟齬が生じた場合には、幹事会は新しく当該年度の残余期間の予算を編成することができる。

第七条　　決算

１　幹事会は、各年度の関東学連会計決算を、次年度第一回総会に提出しなければならない。その際、累積資産高についても必ず報告しなければならない。

２　幹事会は、全加盟校中３分の１以上の申請があれば、総会の場で、当該総会日現在の学連会計状況を報告しなければならない。

第八条　　修正

この規約の修正には、関東学連加盟校の過半数の賛成を必要とする。

平成 22 年　2 月 16 日　制定